

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の概要 (医療保険関係)

1. 受診に際しての患者負担の免除 (健康保険、船員保険、国民健康保険、後期高齢者医療) 平成23年3月11日から適用。

○ 入院時食事療養費・入院時生活療養費※について、10割を給付。 ※ 保険外併用療養費、療養費、家族療養費、特別療養費における相当給付を含む。

- 対象者 : 医療費の一部負担金について、免除措置が採られる者(医療費の一部負担金免除は、現行法において対応可能)。
- 対象期間 : 平成24年2月29日までの間で、被災地域における救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間。

◆ 医療費の一部負担金免除措置が採られる者

特定被災地域の住民であり、かつ、以下の①～⑦のいずれかに該当する者。

- | | |
|----------------------------|--|
| ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方 | ⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方 |
| ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方 | (平成23年9月30日に緊急時避難準備区域に関する指示が解除されましたが、当分の間は取扱いは変わりません。) |
| ③主たる生計維持者が行方不明である方 | ⑦特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方 |
| ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方 | |
| ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 | |

2. 被保険者・事業主の保険料免除等 (健康保険、船員保険) 平成23年3月1日から適用。

○ 被保険者・事業主の保険料を免除。(国民健康保険、後期高齢者医療においては、現行法にて対応可能)

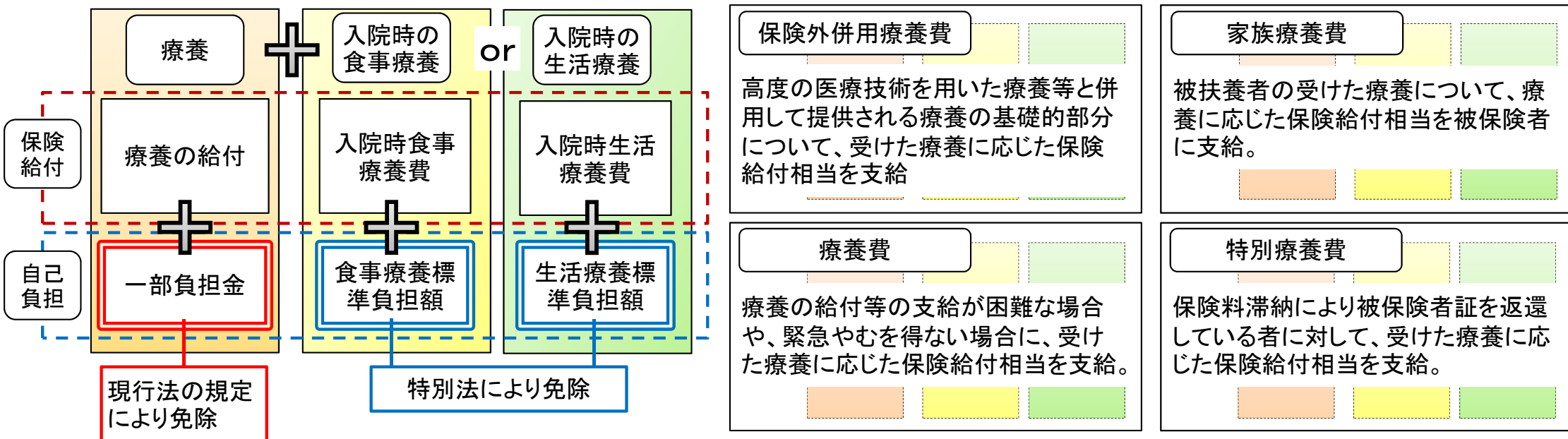
- 対象者 : ①平成23年3月11日に特定被災区域に所在し、かつ、②被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業主。
- 対象期間 : ②に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月まで(最長で1年間(平成24年2月29日まで))。

○ 標準報酬月額について、報酬に著しい変動が生じた月の当月からの改定を可能とする。

※ 特例により改定された標準報酬月額は、改定後の最初の8月までの各月の標準報酬月額となる。

- 対象者 : 震災により報酬の額が著しく低下した被保険者。 ※改定後、報酬が著しく上昇した場合は、再度上昇した月からの改定が可能。
- 対象期間 : 特例による機動的改定が可能なのは、震災後1年間(平成24年2月29日まで)。
- また、標準報酬月額の改定が行われた被保険者に関する傷病手当金、出産手当金については、改定前の標準報酬月額と、改定後の標準報酬月額のいずれか高い方の標準報酬月額で算定。(船員保険においては、休業手当金、障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、障害前払一時金、遺族前払一時金についても同様の措置を講じる。)

保険給付について



標準報酬月額の変動的改定及び保険料免除について

